

入所利用者自己負担額簡易早見表

第3段階（世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方）

部屋の種類	介護度	介護サービス費	夜勤職員配置加算	提供体制強化加算	在宅復帰支援機能加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	居住費	食費	日用品・教養娯楽費	リース代	特別な室料	1日の合計(実費除く)	1ヶ月の合計(実費除く)
多床室	要介護1	825	25	19	29	×0.039= 35	370	650	実費(別紙参照)	734		2,687	×30= 80,610円
	要介護2	875	25	19	29	×0.039= 37	370	650	実費(別紙参照)	734		2,739	×30= 82,170円
	要介護3	940	25	19	29	×0.039= 40	370	650	実費(別紙参照)	734		2,807	×30= 84,210円
	要介護4	994	25	19	29	×0.039= 42	370	650	実費(別紙参照)	734		2,863	×30= 85,890円
	要介護5	1,049	25	19	29	×0.039= 44	370	650	実費(別紙参照)	734		2,920	×30= 87,600円
多床室 2人部屋	要介護1	825	25	19	29	×0.039= 35	370	650	実費(別紙参照)	734	2,160	4,847	×30= 145,410円
	要介護2	875	25	19	29	×0.039= 37	370	650	実費(別紙参照)	734	2,160	4,899	×30= 146,970円
	要介護3	940	25	19	29	×0.039= 40	370	650	実費(別紙参照)	734	2,160	4,967	×30= 149,010円
	要介護4	994	25	19	29	×0.039= 42	370	650	実費(別紙参照)	734	2,160	5,023	×30= 150,690円
	要介護5	1,049	25	19	29	×0.039= 44	370	650	実費(別紙参照)	734	2,160	5,080	×30= 152,400円
従来型個室 個室 (1日2,500円)	要介護1	748	25	19	29	×0.039= 32	1,310	650	実費(別紙参照)	734	2,700	6,247	×30= 187,410円
	要介護2	795	25	19	29	×0.039= 34	1,310	650	実費(別紙参照)	734	2,700	6,296	×30= 188,880円
	要介護3	860	25	19	29	×0.039= 37	1,310	650	実費(別紙参照)	734	2,700	6,364	×30= 190,920円
	要介護4	914	25	19	29	×0.039= 39	1,310	650	実費(別紙参照)	734	2,700	6,420	×30= 192,600円
	要介護5	968	25	19	29	×0.039= 41	1,310	650	実費(別紙参照)	734	2,700	6,476	×30= 194,280円
従来型個室 トイレ付き個室 (1日3,000円)	要介護1	748	25	19	29	×0.039= 32	1,310	650	実費(別紙参照)	734	3,240	6,787	×30= 203,610円
	要介護2	795	25	19	29	×0.039= 34	1,310	650	実費(別紙参照)	734	3,240	6,836	×30= 205,080円
	要介護3	860	25	19	29	×0.039= 37	1,310	650	実費(別紙参照)	734	3,240	6,904	×30= 207,120円
	要介護4	914	25	19	29	×0.039= 39	1,310	650	実費(別紙参照)	734	3,240	6,960	×30= 208,800円
	要介護5	968	25	19	29	×0.039= 41	1,310	650	実費(別紙参照)	734	3,240	7,016	×30= 210,480円

※上表の合計額に(実費除く)に日用品・教養娯楽費の実費を加えたものが、実際のおおよその料金になります。

※入所後30日間は、初期加算として上記料金に1日あたり32円を加算

※認知症専門棟は上記料金に1日あたり81円を加算

※入所の日より起算して3月以内等の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合は、上記料金に1回あたり253円加算

※入所の日より起算して3月以内の期間等に集中的に認知機能に効果のあるリハビリテーションを実施した場合は、(週に3回を限度に)上記料金に1回あたり253円を加算

※身体状況等に応じた特別な食事を提供した場合は1日あたり19円を加算

※肺炎・尿路感染症又は带状疱疹の者に対して、投薬・検査・注射・処置等を行った場合、上記料金に1回あたり322円を加算

※歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、口腔ケアを計画的に行った場合は月32円を加算